

平成 17 年 12 月 15 日

指定管理者の指定について

(練馬区立光が丘高齢者センターおよび練馬区立光が丘デイサービスセンター)

1 内容

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、練馬区立光が丘高齢者センターおよび練馬区立光が丘デイサービスセンターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 練馬区社会福祉事業団

(2) 所在地

東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号

(3) 代表者

理事長 野田 宣博

3 指定の期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 選定の経過

平成 17 年 5 月 8 日	第 1 回指定管理者選定検討部会 (業務の範囲、応募資格、評価基準および指定の期間の検討)
5 月 13 日	練馬区指定管理者選定委員会による審査
7 月 22 日	第 2 回練馬区議会定例会 (練馬区立高齢者センター条例、 練馬区立デイサービスセンター条例改正案議決)
8 月 1 日	募集要項配布開始
8 月 8 日	募集説明会（参加団体数 14）

8月22日～26日	応募書類受付（応募団体数3）
9月6日	経営診断委託
9月15日	第2回指定管理者選定検討部会 （施設実地調査、プレゼンテーション、ヒアリング および評価・採点の実施）
11月8日	練馬区指定管理者選定委員会による審査、指定管理 者候補決定

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、経営診断その他提出書類等を評価した結果、当該団体については、練馬区立光が丘高齢者センターおよび練馬区立光が丘デイサービスセンターを運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。（評価結果は別表のとおり）

なお、指定管理者選定検討部会では、第2回に、有識者委員2名を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

自己資本比率が高く安定しており、経常収支は均衡状態であり、団体の安定性・継続性が優れていると認められること。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護および情報公開の規程が整備されており、団体運営の透明性・公正性が確保されていること。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

関係法令等の改正に的確な対応を行うため、幹部職員による研究会や一般職員に対する勉強会を開催するなど、法令等の遵守を担保する取組みが行われていること。

(4) 運営実績

平成5年の受託開始以来、区立施設の運営受託を順次拡大し、現在、特別養護老人ホーム4所、デイサービスセンター12所、軽費老人ホーム1所、あわせて17所、定員834名に対して法人として一体的にサービスを提供しており、運営実績が十分あると認められること。

(5) 受託への熱意・意欲

レクリエーションコーディネーターの配置、高齢者センター利用者とデイサービスセンター利用者の交流事業、施設の共同利用など、施設の設置目的と同一フロアという特性を踏まえた具体的な事業提案がなされ、受託への意欲・熱意が高いと認められること。

(6) 施設管理の安全性への配慮

高齢者センター・デイサービスセンター合同の事故防止委員会の設置、日常点検シートによる館内点検と報告体制の整備など、施設の安全管理についての認識が高いこと。

(7) 施設管理運営体制

利用者に対するサービス意向調査のほか、デイサービスセンターについて第三者評価を受審し、業務改善を推進していくとしていること。また、大地震発生時の職員参集、被災区民の受入れなど、区の防災計画に積極的に協力していること。

(8) 利用者への対応

接遇研修および人権研修を全職員に計画的に受講させるとともに、苦情対応についても、マニュアルを整備し第三者委員を配置するなど苦情解決体制を構築しており、利用者をお客様として尊重する姿勢を徹底していること。

(9) 職員の育成

人材育成の基本方針に基づき、職層研修と職能研修を体系的に実施するとともに、経営目標ごとに人材強化目標を定めて人材育成に力を入れていること。

(10) 団体の理念・姿勢

地域で最も信頼され、喜ばれるサービスの提供を団体の理念としており、職員および利用者に対し団体理念の周知を図っていること。

(11) 区内事業者・区民雇用の促進

本部と全運営施設が区内にあるとともに、職員の70～85パーセント程度が区民であり、さらに区民、高齢者および障害者の雇用促進を図る提案がなされていること。

(12) 事業等の提案

高齢者センターについてはレクリエーションコーディネーターとボランティア

アコーデイナーの配置、デイサービスセンターについては開館時間の2時間延長など、利用者ニーズに即した事業提案がなされていること。また、両施設が同一フロアという特性を活かした利用者間の交流と施設の共同利用、職員の専門性を活かした各種相談、介護予防のための筋力向上トレーニングや認知症の早期発見など、幅広い視野から具体的な提案がなされていること。

問い合わせ先

練馬区健康福祉事業本部保健福祉部高齢者課管理係

担当 齊藤 電話 03(3993)1111 内線 5241 F A X 03(5984)1212

指定管理者（社会福祉法人練馬区社会福祉事業団）の評価結果
（練馬区立光が丘高齢者センターおよび練馬区立光が丘デイサービスセンター）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足る実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
5 効率的運営・効率化への取り組み (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	6点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (4) 併設施設との連携	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取り組み	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区内事業者・区民雇用の促進 (1) 区内事業者である (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む） (3) 区内の高齢者および障害者の雇用 (4) 再委託における区内事業者の活用 (5) 物品の区内業者からの調達	10点	8点
13 事業等の提案 (1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 介護予防事業の提案内容 (4) 通所介護事業における家族への適切な対応 (5) 衛生管理への適切な対応	10点	8点
合計	100点	78点